

韓国知的財産ニュース 2021年5月後期

(No. 439)

発行年月日：2021年6月3日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、5月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 発明教育の活性化及び支援に関する法律の一部改正法律案
(議案番号：2110210)
- 1-2 弁理士法の一部改正法律案 (議案番号：2110412)
- 1-3 弁理士法の一部改正法律案 (議案番号：2110448)
- 1-4 第四次産業革命時代は速度が重要！臨時明細書でスピード出す！

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、産業財産権の法制諮問委員会を開催
- 2-2 特許データの高付加価値を実現するための「知的財産 (IP) デジタルイノベーションセンターの開所式」を開催
- 2-3 輸出企業向け国際知財権動向における討論会を開催
- 2-4 特許庁、官民協業で優秀特許基盤の創業企業への投資誘致を支援
- 2-5 COVID-19 ワクチンなど知財権猶予に関する官民懇談会を開催
- 2-6 有望なシニアの創業チームを国民が直接選抜する！
- 2-7 特許庁、優秀な国有特許の創出策について議論
- 2-8 特許顧客相談センター、公共分野で初めて韓国の優秀コールセンターに17年連続選定
- 2-9 特許庁-韓国産業団地公団、産業団地の中小企業の知財能力強化に向けた業務協約を締結
- 2-10 第56回「発明の日」の記念式を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 新型コロナウイルスを止める多機能商品の商標出願が増加

その他一般

- 5-1 消費者の心を理解する SNS 販促が大人気
- 5-2 K-バッテリー技術で、電気自動車の安全性を高める
- 5-3 花粉、PM2.5 を防ぐ発明品
- 5-4 車中泊ブームでテント技術が進化する

法律、制度関連

1-1 発明教育の活性化及び支援に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2110210）

議案情報システム（2021.5.18.）

議案番号：2110210

提案日：2021年5月18日

提案者：ヤン・クムヒ議員外13人

提案理由

2015年の改正教育課程が追求する人間像として「基礎能力に基づいて様々な発想と挑戦で新しいものを創出する創造的な人」を提示しており、追求する人間像を実現するための中核能力の一つとして「幅広い基礎知識に基づいて、様々な専門分野の知識、技術、経験を融合的に活用して、新しいものを創出する創造的な思考能力」と設定している。

このような国の教育課程における教育理念と目標に応えるとともに、学生の創造力啓発に最も効果的で、実践的な教育方法として発明教育が提示され、様々な技術分野・教科との連携も可能で、創造・融合型の未来人材の養成に寄与することができる。

これらの点を認識・反映して、政府は、2017年にこの法律の制定を通じて体系的な発明教育支援の基盤を整えたが、宣言的かつ任意的な規定が多数を占めており、発明教育が教育現場に定着し拡散することに限界となっている。

また、最近の新型コロナウイルスのパンデミックと第四次産業革命により、社会の変化に適応し、新しい知識・価値を自ら創出することができる創造的な未来人材の養成がさらに重要になるにつれて発明教育を強化する必要性もさらに高まっている状況である。

そこで、韓国国民の発明活動を奨励し、教育現場での発明教育が拡大・強化されるように法律の適用範囲と対象を拡大し、発明教育に対する国等の義務を付与し、発明教育の専門

教員等の養成と発明教育の支援組織・体系事項等を規定する等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完しようとするものである。

主要内容

イ. この法律の目的を国民の発明活動を通じた創造性向上の他、産業財産権に対する理解の増進まで拡大する（案第1条）。

ロ. 発明教育の定義について創造性を開発して発明を生活化する教育から、新しい発明を権利化して活用する教育まで拡大する（案第2条）。

ハ. 発明教育の活性化を国及び地方自治団体の責務として規定し、地方自治団体の発明教育に関連する条例制定の根拠を設ける（案第3条の2新設）。

ニ. 教員又は予備教員の発明教育に関する専門的能力を育てるために、教育大学・師範大学に発明教育に必要な教育課程の運営を支援する根拠を設け、発明教育の専門教員を認証できる認証制を導入する（案第9条）。

ホ. 発明教育の支援機関を広域発明教育支援センターと発明教育センターに再編し、センター運営の充実化及び発明教育の品質向上のために教育監は各センターに専任教員を配置するようにする（案第10条）。

ヘ. 発明教育開発院は、発明教育の活性化のための研究・開発及び支援を専担する機関としてその役割を明確にする（案第11条）。

ト. 大学の産業財産権専門人材の養成及び大学院の設立支援の根拠を補完する（案第12条）。

チ. 小・中学校の教育課程に発明及び産業財産権に関連する教科を編成するか、又は編成された教育課程の発明教育及び産業財産権教育を連携して運営する学校を発明教育の先導学校に指定して支援できるようにする（案第12条の2新設）。

リ. 生涯教育機関で実施する生涯教育課程に産業財産権教育が含まれるようにする（案第12条の3新設）。

ヌ. 産業財産権教育の支援対象を公務員・研究院等まで拡大する（案第13条）。

ル. 発明教育及び産業財産権教育を実施する各級学校等に教育にかかる費用を支援できるようにする（案第13条の2新設）。

ヲ. 発明教育の活性化に寄与した功労が著しい機関・法人・団体及び個人等を選定して褒賞できる根拠を設ける（案第14条の2新設）。

発明教育の活性化及び支援に関する法律の一部改正法律案

発明教育の活性化及び支援に関する法律の一部を次のように改正する。

第1条のうち、「育てることで」を「育てて産業財産権に対する理解を増進させることで」とする。

第2条第2号のうち、「増進させながら」を「増進させ」に、「生活化するための」を「生活化し、それを権利化することができる能力を養う」とし、同条第3号から第4号までをそれぞれ第4号から第5号までにし、同条に第3号を次のように新設する。

3. 「各級学校」とは、「幼児教育法」第2条第2号による幼稚園、「小・中等教育法」第2条及び「高等教育法」第2条による学校を言う。

第3条の2を次のように新設する。

第3条の2（国及び地方自治団体等の責務）①国家は、発明教育の活性化のための施策を確立・施行しなければならない。

②地方自治団体は、国の施策と地域的特性を考慮して、地域別施策を確立・施行しなければならない。この場合、その施策の確立・施行に必要な事項は条例で定める。

③各級学校の長は学校の教育環境に適した範囲で発明教育の活性化のための活動を奨励することができる。

第7条第1項各号以外の部分のうち、『幼児教育法』第2条第2号による幼稚園、『小・中等教育法』第2条及び「高等教育法」第2条による学校（以下「各級学校」という。）の「各級学校の」とする。

第8条各号以外の部分のうち、「児童等」を「児童、『学校外青少年支援に関する法律』第2条第2号による学校外の青少年、『多文化家族支援法』第2条第1号による多文化家族の子女及び『北朝鮮離脱住民の保護及び定着支援に関する法律』第2条第1号による北朝鮮離脱住民の子女」とする。

第9条の題目「(教員の研究機会の提供等)」を「(教員等の専門性向上)」とし、同条第2項を第3項とし、同条に第2項・第4項及び第5項をそれぞれ次のように新設する。

②特許庁長は、教員又は予備教員の発明教育に関する専門的能力を育てるために「高等教育法」第2条による学校の発明教育と関連して必要な教育課程の運営等を支援することができる。

④特許庁長は、優秀な発明教育能力を備えた者を審査して発明教師として認証（以下「認証」という。）することができる。

⑤特許庁長は、認証を受けた者が虚偽やその他の不正な方法で認証を受けた場合には、その認証を取り消さなければならない。

⑥認証の基準、手続き、有効期限、その他の認証に必要な事項は、大統領令で定める。

第10条の題目のうち、「発明教育センター」を「発明教育センターと広域発明教育支援センター」とし、同条第2項及び第3項を、それぞれ第4項及び第5項とし、同条に第2項及び第3項をそれぞれ次のように新設し、同条第4項（従前の第2項）のうちの「発明教育センター」を「発明教育センターと広域発明教育支援センター」とし、同条第5項（従前の第3項）のうちの「発明教育センター」を「発明教育センターと広域発明教育支援センター」とする。

②特許庁長は、教育監と協議して、その市・道に設置された発明教育センターの運営を統括して体験・深化発明教育を専門的に遂行するための目的で、教育機関等に広域発明教育支援センターを設置・運営することができる。

③教育監は教育部長官及び特許庁長と協力して、発明教育センター及び広域発明教育支援センターに発明教育の専門性を備えて運営を専担する指導教師を配置しなければならない。

第11条第1項のうち、「第10条による発明教育センターの運営支援等、発明教育を効率的に研究・開発及び支援する」を「発明教育の活性化のための研究・開発及び支援を」とする。

第12条の題目のうち、「養成支援」を「養成等」とし、同条第1項のうち、「支援し、産業財産権に関連する学科及び講座の設置及び運営を支援できる」を「努力しなければならない」とし、同条第2項を第4項とし、同条に第2項及び第3項をそれぞれ次のように新設する。

②特許庁長は、各級学校に産業財産権に関連する学科の設置・運営及び教科・講座の開設を支援することができる。

③特許庁長は、「高等教育法」第2条による学校に産業財産権の専門人材の養成を目的とする学部・学科・専攻及び大学院の設置・運営を支援することができる。

第12条の2及び第12条の3をそれぞれ次のように新設する。

第12条の2（先導学校等の指定・運営）特許庁長は、「小・中等教育法」第23条による学校の教育課程に発明及び産業財産権に関連する教科を編成するか、又は編成された教育課程に発明教育及び産業財産権教育を連携して運営する学校を発明教育の先導学校に指定して支援することができる。

第12条の3（生涯教育との連携）国及び地方自治団体は、この法律の目的を達成するために必要な場合、「生涯教育法」第2条第2号による生涯教育機関で実施する生涯教育課程に産業財産権教育が含まれるように支援することができる。

第13条の題目のうち、「中小企業」を「中小企業等」とし、同条各号以外の部分のうち、「中小企業の産業財産権の創出及び保護を」を「中小企業、『国家公務員法』第2条による公務員、『地方公務員法』第2条による地方公務員、『知識財産基本法』第3条第4号による公共研究機関等、産業財産権の教育が必要な者（以下この条において「中小企業等」と言う。）の産業財産権の創出・保護・活用能力を向上させる」とし、同条第1号及び第2号のうち、「中小企業」をそれぞれ「中小企業等」とし、同条第3号のうち、「企業別のカスタマイズ型」を「中小企業等の」とし、同条第4号のうち、「中小企業」を「中小企業等」と

する。

第13条の2を次のように新設する。

第13条の2（経費支援及び補助）①国及び地方自治団体は、発明教育及び産業財産権教育を実施する各級学校・法人・団体・機関等に予算の範囲内で、その教育にかかる事業費及び運営費を支援するか、又は補助することができる。

②国及び地方自治団体は、学生と教員等の発明教育及び産業財産権教育に関する研究活動に対して、予算の範囲内で必要な経費を支援することができる。

第14条の2を次のように新設する。

第14条の2（褒賞）国と地方自治団体は、発明教育の活性化に寄与した功労が著しい機関・法人・団体及び個人等を選定して褒賞することができる。

附 則

この法律は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

1－2 弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2110412）

議案情報システム（2021.5.27.）

議案番号：2110412

提案日：2021年5月27日

提案者：リュ・ホジョン議員外9人

提案理由及び主要内容

現行法によると、弁理士は特許庁又は法院に対して特許、実用新案、デザイン又は商標に関する事項を代理し、その事項に関する鑑定とその他の事務を遂行することを業にすると規定している。

このように弁理士の業務が特許等の登録された権利に対する保護の代理に重点を置いているため、企業、特に中小企業で多く発生する不正競争行為及び営業秘密の侵害行為のような非登録の知的財産の権利侵害については、弁理士の適切な助言と法的救済を受けることができない状況である。

そこで、弁理士の業務に「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」による不正競争行為及び営業秘密の侵害行為に関する事項についても代理することができるよう、企業が非登録技術の奪取などをされた場合にも、弁理士の助力を受けることができようにするためのものである（案第2条）。

法律第 号

弁理士法の一部改正法律案

弁理士法の一部を次のように改正する。

第2条を次のようにする。

第2条（業務）弁理士は、次の各号の業務を遂行することを業にする。

1. 特許庁又は法院に対して、特許、実用新案、デザイン又は商標に関する事項の代理
2. 特許庁に対して、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第1号による不正競争行為及び同法第2条第3号による営業秘密の侵害行為に関する事項の代理
3. 特許、実用新案、デザイン又は商標に関する事項に対する鑑定とその他の事務

附 則

第1条（施行日）この法律は公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（弁理士業務に関する適用例）第2条の改正規定は、この法律の施行後、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第1号による不正競争行為及び同法第2条第3号による営業秘密の侵害行為が発生した場合から適用する。

1 - 3 弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2110448）

議案情報システム（2021.5.28.）

弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2110448）

議案番号：2110448

提案日：2021年5月28日

提案者：ペク・ヘリョン議員外9人

提案理由及び主要内容

現行法は、特許行政に携わった経歴のある者に対して弁理士試験の一部を免除するように規定している。

これは、特許公務員の勤労意欲を鼓吹して誠実な長期勤務を誘導するための趣旨から始まったものである。

しかし、服務中に職位を濫用して金品及び接待の授受による懲戒を受けたか、又は罷免や解任されたことがある者にまで試験の一部を免除する優遇を与えることは、該当規定の立法趣旨を違えた過度な優遇に当たると言える。

それだけではなく、類似の職域である公認労務士と税理士の場合は、関連法律に公職から罷免や解任されるか、降格や停職に該当する懲戒処分を受けた者には免除条件を適用しないようにする制限条項が存在している。

そこで、弁理士試験の趣旨に沿って公正に運営するために、他の類似の職域と同様に免除適用を制限する条件を法律で直接定めようとするものである（案第4条の3第4項新設）。

法律第 号

弁理士法の一部改正法律案

弁理士法の一部を次のように改正する。

第4条の3に第4項を次のように新設する。

④次の各号のいずれかに該当する者には、第1項から第3項までの規定を適用しない。

1. 弾劾や懲戒処分に基づいて、その職から罷免又は解任された者
2. 金品及び接待の授受により降格又は停職に該当する懲戒処分を受けた者

附 則

この法律は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

1-4 第四次産業革命時代は速度が重要！臨時明細書でスピード出す！

韓国特許庁（2021.5.20.）

論文、標準文書などをそのまま提出して特許出願を速やかに
最多利用企業はLG電子とサムスン電子で1、2位を占め

韓国特許庁は、2020年から臨時明細書制度を施行した結果、臨時明細書の月別利用件数が3倍以上増加（※）するなど、第四次産業革命分野において発明が特許出願されるまでの時間をより短縮していると発表した。

※臨時明細書の利用件数：（2020年4月）227件→（2021年4月）730件（3.2倍増）

*臨時明細書制度（2020年3月30日施行）：特許出願時に既存の標準化された明細書の形式を要求せず、pdfなど、さまざまな形式の臨時明細書を提出するよう、積極的な行政を運営するために導入した。出願日（優先日）から1年2ヵ月になる日まで正式明細書を提出することができる。

臨時明細書制度を施行する前には、特許出願の際に最初から決まった書式に合わせて明細書を作成しなければならなかったため、明細書の作成に時間がかかり、速やかな出願ができないという意見が多かった。

特に、第5世代移動通信システム(5G)のような標準特許を先に確保しておく必要がある重要分野の企業は、国際標準化の会議が行われる間にリアルタイムで特許を出願するという戦略が求められていたが、従来は正規の明細書を作成しなければならなかったため、特許出願が遅くなるという問題があった。

そのため、一部の企業は米国の仮出願制度(※)を利用して、米国に先出願した後、米国出願に基づいて再び韓国に出願する戦略を活用することもあった。

※仮出願制度：韓国の臨時明細書制度と同様に、特許出願の際、標準化された明細書書式の代わりに自由書式で発明を書いて提出する制度

臨時明細書は、制度導入の趣旨にふさわしく、第四次産業革命に適合したデジタル新技術分野に集中的に活用されていることが分かった。

全体の臨時明細書の出願のうち、技術変化が速い通信(26.3%)・コンピュータ技術(13.6%)・電子商取引(10.0%)などのデジタル新技術分野が半分(49.9%)を占めている。

臨時明細書制度の主な利用者もデジタル新技術分野の企業である、LG電子とサムスン電子が1、2位を占めており、制度施行後、それぞれ1,191件、637件を臨時明細書で出願した。

LG電子は、通信技術分野のみで984件(82.6%)を臨時明細書で出願しており、サムスン電子は通信(171件、26.8%)とコンピュータ技術(240件、37.7%)の分野を中心に、臨時明細書制度を活用している。

特許庁の特許審査企画局長は、「韓国企業の強みである通信・コンピュータ技術などの第四次産業革命時代におけるデジタル新技術分野は、他の分野に比べて標準技術を先取りすることが非常に重要であるため、出願人の立場から迅速に出願できる臨時明細書制度が非常に役に立つ」とし、「韓国特許庁は第四次産業革命を支援する政策を継続的に設けることで、韓国企業が知的財産権分野において技術覇権を主導できるように積極的に支援する」と述べた。

関係機関の動き

2-1 特許庁、産業財産権の法制諮問委員会を開催

韓国特許庁 (2021. 5. 20.)

特許庁、産・学・研とともに未来の特許法制の方向について議論する

韓国特許庁は5月18日(火曜)午前10時に特許庁ソウル事務所で「産業財産権の法制諮問委員会」委員の委嘱式と2021年第1回会議を開催すると発表した。

特許庁は、産業界・学界・研究界・法曹界など各界各層の専門家9人を「産業財産権の法制諮問委員会」(※)の委員として委嘱し、デジタル環境に先制対応するための産業財産権に関連する立法政策の策定および主要法令の制定・改正に関する事項などに対する意見を収集する予定である。

※諮問委員会の委員は、産業財産権に関する学識と経験が豊富な人から特許庁長が委嘱し、諮問委員会の委員の任期は委嘱された日から2年にし、再任することができる。(産業財産権法制委員会の規定、特許庁訓令第1041号)

会議では、(1)2021年度の特許庁の立法推進計画、(2)発明振興法の全部改正および(仮称)産業財産権情報活用促進などに関する法律の制定案、(3)デジタル新技術の保護のための特許法改正事項、(4)正確・公正・迅速・経済的な特許審判制度の運営に向けた主要法律改正などの革新的な方策を議論し、これからも分野別の専門家と積極的にコミュニケーションする予定である。

特許庁次長は「産業財産権の法制諮問委員会により、産業界・学界・研究界・法曹界などの外部専門家の意見を受け入れて変化するデジタル経済の状況の中で、産業財産権の法制度を発展させるために積極的に努力する」と述べた。

2-2 特許データの高付加価値を実現するための「知的財産 (IP) デジタルイノベーションセンターの開所式」を開催

韓国特許庁 (2021.5..)

特許庁、隠れている特許の D.N.A (※) を見つけ出す

※資料 (Data)、ネットワーク (Network)、人工知能 (AI)

韓国特許庁は、5月20日(木曜)15時30分から韓国特許情報院で「IP デジタルイノベーションセンター」の開所式を開き、特許データを戦略的に活用するためのデジタル基盤を構築していくと発表した。

世界中の約4億9,000万件に至る特許データは、各国の企業、研究所などが努力と予算を投資して作り上げた先端技術情報の結晶として、グローバルにおけるイノベーション成長の先行指標の役割を果たしている。

グローバルな技術覇権競争が加速化し、それによりバリューチェーンが再編されている現在の状況の中で、特許データを多角的に分析すれば技術変化の流れを迅速かつ正確に把握することができ、データに基づいた客観的な技術・産業戦略を策定することができる。

そのため特許庁は、データの入手から構築・普及・活用に至る全サイクルに人工知能 (AI) 技術を組み合わせて、知的財産データの戦略的な活用をリードする「IP デジタルイノベーションセンター」を発足することにした。

特許庁は「IP デジタルイノベーションセンター」を通じて、(1)特許文献から有用なデータを新しく発掘し、(2)データを簡単に活用できる構造で DB を再設計し構築する計画である。

さらに、(3)韓国国内の人工知能 (AI) 専門会社と緊密な協力体制を維持する一方、独自に開発した AI 技術、学習データなどを共有できるプラットフォームを構築し、企業、研究機関などのデジタルトランスフォーメーションを支援する。

※(1)価値向上：新しい価値を創出するための文脈情報などを構築および融合・連携、AI 学習データを構築

(2)行政改革：データ活用の観点から DB 構造の転換および特許行政サービスの知能化

(3)活用促進：知能情報インフラの構築、韓国国内外の知能型 IP サービスのコンサルティングおよび技術支援

「IP デジタルイノベーションセンターの主要機能」

価値創出	サービスイノベーション	活用支援	能力強化
有用なデータの 新規発掘・構築	特許行政のデジタル トランスフォーメーション	AI、データなど デジタル技術の開放	デジタルの重要要素の 技術・人材の確保
IP データの価値を発掘、 IP データの融合・連携	特許ネットのデジタルトラン スフォーメーション、特許行 政サービスの知能化	情報共有・活用 プラットフォームの構築	IP エコシステムのデジタル イノベーションにおける協 力体系の強化

特許庁次長は「これまでは、特許審査の行政効率性を向上するという観点から、特許データの管理に集中してきた」とし、「これからは、韓国企業が R&D 特許戦略を確立する時、データベースの客観的な政策決定ができるよう『IP デジタルイノベーションセンター』レベルの支援を強化していくつもりである」と述べた。

2-3 輸出企業向け国際知財権動向における討論会を開催

韓国特許庁（2021. 5. 24.）

国際情勢の変化に伴う各国の知財権分野における最新動向および示唆点を共有

韓国特許庁と大韓貿易投資振興公社は、「グローバル知財権におけるホットな話題のセミナー」を5月25日（火曜）から28日（金曜）の間、ウェビナーで開催すると発表した。

今回の行事は英国の欧州連合離脱、米中貿易紛争、地域的な包括的経済連携協定（RCEP）の妥結など、国際情勢の変化に伴う各国の知財権分野の動向と韓国の輸出企業における示唆点を共有するために開催された。

4日間開催される行事には、弁護士および弁理士など、各国現地の知財権専門家がパネルとして参加する。

欧州連合および英国の知財権確保と管理策、米中貿易紛争以降の中国における国家知財権政策の方向、RCEP 妥結によるベトナム・タイ・フィリピン・インドネシアの知財権法制度の変化などが取り扱われる。

最終日の 28 日には、米国の知財法と政策の最新動向を 2 時間にかけて深く議論する予定である。

第 1 部は、2020 年以降発表された主な特許・営業秘密・商標判例とそれが示唆する内容、第 2 部は、米国の知財政策の基調に対するパネルディスカッションで構成されている。

第 2 部のディスカッションでは、Andrei Iancu 元米国特許商標庁長官、Vincent E. Garlock 米国知的財産権法協会 (AIPLA) の代表取締役など、韓国では通常接しない米国の知財権分野の権威者が参加する。

「行事日程」

日付	時間	内容
5 月 25 日 (火曜)	16 時～17 時	Brexit による欧州知財権の変化
5 月 26 日 (水曜)	15 時～16 時	米中貿易紛争以降の中国知財権の政策方向
	16 時～17 時	模倣品識別説明会の概念と効果
5 月 27 日 (木曜)	15 時 30 分～ 17 時 30 分	RCEP 妥結による東南アジア 4 カ国の知財権法制度の変化
5 月 28 日 (金曜)	9 時～10 時	米国知財権における主要判例の分析
	10 時～11 時	米国知財政策の基調と今後の展望

特許庁の産業財産保護協力局長は「海外事業は、現地における知財権の法制度と政策の方向に大きく影響を受けるが、企業レベルで直接それを把握して実務に適用することは容易ではない」とし、「企業の状況に合わせて必要な情報を選別、提供する今回の行事は、輸出企業に有用な機会になると期待している」と述べた。

一方、今回の行事は、ウェブサイト (<http://ipcp2019.gabia.io/survey/newsletter4.asp>) で事前申し込みすることができ、詳細については KOTRA の海外知財権室 (+82-2-3460-3357、ip-desk@kotra.or.kr) に問い合わせることができる。

2-4 特許庁、官民協業で優秀特許基盤の創業企業への投資誘致を支援

韓国特許庁 (2021. 5. 25.)

韓国特許庁は、5 月 25 日 (火曜) 14 時に城南市、26 日 (水曜) 15 時に KDB 産業銀行とともに優秀特許を保有している創業企業の資金確保を支援するため、オンライン投資誘致説明会を開催する。

共同投資誘致説明会は、両機関との協業により 2020 年から続いてきたものであり、2020 年に「城南市企業の知的財産競争力強化および知的財産エコシステムの活性化に向けた業務協約」を締結し、共同で発掘した創業企業を対象にして投資誘致説明会（城南知的財産スタートアップロードデー）を開催してきた。

KDB 産業銀行は、2019 年 10 月に特許庁が中央部処では初めて「KDB ネクストラウンド」の公式パートナー機関として登録され、優秀特許を基盤にする創業企業が事業化資金を確保することができるように支援してきている。

上半期の共同投資誘致説明会には、新型コロナウイルスの状況の中で、デジタル経済への移行が加速化している韓国国内の産業環境を支援するために特許庁が確立した「デジタル経済をリードする知的財産イノベーション戦略」に沿って厳選された ICT 分野の創業企業が参加する。

25 日に開催される「第 3 回城南知的財産スタートアップロードデー」には、前立腺がんを予測する遺伝子検査キットを製作して分析 SW を提供する PROCAGEN、移動通信基地局の信号方向を測定できるセンサーを製造する SensorCane、ビジネスプラットフォームを構築するための低消費電力の無線通信デバイスと SW を生産する Buildit、モノの知能化の複合センサー技術をもとに路面状態を測定して交通情報を提供する algo-thing、AR 空間を計測する技術を活用してインテリア設計をサポートする Gowoonwoori の 5 社が参加する。

26 日に開催される「2021 KDB ネクストラウンド・特許庁」には、LiDAR 基盤のモーション認識センサーを開発する CoreDAR、ペット向けの光化学反応による複合抗がん治療機能付きナノ型医薬物質を開発する Dr. i&B、電線被覆むき不要の瞬間接続電線コネクタを製造する Alpha0、化粧品向け低有害性のアミノグリセロール殺菌保存剤を生産する BJ BIOCHEM などの会社が参加する。

行事は政府の社会的距離の確保方針を遵守して非対面型で行われ、11 月にも下半期の行事をそれぞれ追加開催する予定である。

特許庁の特許事業化担当官は、「コロナ禍の長期化により資金難に苦しんでいる技術創業企業を支援するための行事を自治体、民間金融機関と共同で開催することができ、嬉しく思っている」とし、「これからも協業機関を拡大して庁内の支援事業との連携を強化し、創業企業支援に向けた官民協業事業がさらに活性化するよう取り組んでいきたい」と述べた。

SK バイオサイエンス、サムスンバイオリジクスなどの業界が参加した中、
WTO 動向の共有および影響を点検
ワクチンの生産拡大に向けた国際的な議論に備え、持続的な官民の意思疎通を約束

韓国産業通商資源部は、COVID-19 に対応するためにワクチン・治療薬などに対する知財権の一時猶予案が WTO で議論されていることについて、関係部処とともに業界の意見を聞き、韓国国内への影響を点検するため、2021 年 5 月 25 日（火曜）に「COVID-19 に関する WTO の知財権一時猶予案に備える官民懇談会」を開催する。

「懇談会の概要」

- *日時/場所：2021 年 5 月 25 日（火曜）14 時～15 時 30 分/貿易協会 51 階大会議室
- *参加：（主宰）産業通商資源部の新通商秩序戦略室長、（政府）保健福祉部、特許庁、食品医薬品安全処など（協会）韓国製薬バイオ協会、韓国バイオ医薬品協会、（業界）SK バイオサイエンス、サムスンバイオリジクス、セルトリオン、CELLID、Quratis、HK inno.N、韓米薬品、ST Pharm、緑十字、鍾根堂など
- *内容：COVID-19 に関する WTO の知財権協定猶予議論の動向を共有し、業界の意見を聴取

COVID-19 の状況の中で、ワクチン・治療薬・診断機器など医療品目の全般における生産を拡大するために WTO の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS※）を一時猶予する方案をめぐって、先進国（反対）と途上国（支持）間の意見対立が続いている。

※Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (1995 年 1 月 1 日、発効)

一方、2021 年 5 月 5 日（水曜）、米国が米国合衆国通商代表部（USTR）の代表であるキャサリン・タイ氏の声明を通じて、COVID-19 ワクチンに対する知財権の一時猶予を支持すると立場を変えたため、今後、それについての議論が活発になると見込まれる。

ただし、TRIPS の猶予を積極的に主張してきたインド、南アフリカなどの発展途上国陣営はワクチンだけでなく、治療薬・診断機器などの医療品目全般を対象に、特許権・著作権・産業デザイン・営業秘密など、幅広い知財権の猶予を主張している状況である。

懇談会に出席した政府および業界関係者は、韓国国内でのワクチン・治療薬などの生産拡大、韓国製ワクチン・治療薬の開発に与える影響などについて TRIPS 猶予の実効性、限界および予想される影響を多方面から議論した。

特に業界は、TRIPS 猶予の具体的な内容が不確実な状況であるため、正確な WTO の動向を持続的に共有し、TRIPS 猶予の議論とは別に韓国製ワクチン・治療薬の開発、ワクチン原材料の確保、ライセンス協力の強化などの支援を続けることを政府に要請した。

懇談会を主宰した産業通商資源部の新通商秩序戦略室長は、「今回、米韓首脳会談をきっかけに韓国の優秀な製造能力を活用して、グローバルのワクチンハブとして発展することができる基盤が用意された」とし、「今後 WTO など、全世界のワクチン生産拡大に向けて、両・多者間の議論に積極的に参加し、韓国の国益が最大化するように協議していく」と述べた。

これからも政府は WTO などに関する国際動向について綿密に点検し、関連部処および利害関係者との意思疎通を継続しながら対応していく予定である。

2-6 有望なシニアの創業チームを国民が直接選抜する！

韓国特許庁（2021. 5. 26.）

特許庁、「シニア退職人材の特許基盤技術による創業支援事業」に参加する創業チームを選抜するために、国民参加審査を実施（5月27日～6月5日）

韓国特許庁は、2020年に新設された「シニア退職人材の特許基盤技術による創業支援事業」における有望な創業チームを選抜するため、5月27日（木曜）から6月5日（土曜）までの10日間、国民参加審査を実施すると発表した。

「シニア退職人材の特許基盤技術による創業支援事業」は、知的財産と技術的な専門性を持っている、40代以上のシニア層を対象にして新産業技術による創業を支援するため、計20の創業チームに最大4,000万ウォン規模の特許事業化パッケージと中小ベンチャー企業部および民間創業機関が運営するさまざまな創業支援を同時に提供する事業である。

4月5日から4月30日まで受付を実施した今回の新規事業には、計247チームのシニアの予備創業者と初期創業者（創業後3年以内）が志願して12.4:1の高い競争率を記録するなど、シニア層の関心が高かった。

「シニア退職人材の特許基盤技術による創業支援事業の受付結果」

*公募申請：計 247 チーム申請（競争率 12.4：1）

*創業チームの現状：(1) 代表創業者は 40～50 代 74%、60～70 代 25%、(2) 予備創業者 15.6%、初期創業企業（創業後 3 年以内）84.4%、(3) 地域分布は、首都圏 62%・非首都圏 38%、(4) 技術分野は、第四次産業革命分野 60%、一般製造など 40%

今回の国民参加審査の対象は、シニア創業チームの新事業に対する創業アイテムを最終消費者である国民の観点から評価するためのものであり、1 次審査の書面評価で選ばれた中小ベンチャー企業部の協業課題 16 チーム、民間協業課題 31 チーム、計 47 のシニア創業チームである。

国民参加審査は、特許庁が 2020 年に有望な創業チームを選抜するために試験導入し、外部の専門家も創業チームの事業性と将来の市場展望などについて、消費者視点で判断できて非常に役立ったと回答した。

参加を希望する方は誰でも光化門 1 番街のウェブサイト (<https://gwanghwamoon1st.go.kr/>) にアクセスし、国民推薦・審査→国民審査→「シニアによる有望な創業チームの国民参加審査」で、中小ベンチャー企業部の協業課題、民間協業課題の中からそれぞれのシニア創業チームを 10 チームずつ推薦することができる。

審査結果は、計 20 チームを選抜する「シニア退職人材の特許基盤技術による創業支援事業」の最終評価資料として使われ、国民参加審査の参加者のうち 200 人には、所定の商品も提供する予定である。

特許庁の特許事業化担当官は「2021 年に新設された事業にもかかわらず、さまざまな新産業分野において長いキャリアの技術的専門性と知的財産を保有しており、能力の高いシニアの創業チームの関心と参加で盛り上がっていた」と述べた。

また、国民の集団的知性を活用して、新型コロナウイルスが終息した以降のニューノーマル時代を率いる有望なシニア創業チームを選抜する今回の国民参加審査に多く参加してくれることを願っているとコメントした。

国有特許の関係機関 20 ヶ所と政策協議会を開催

韓国特許庁は、農村振興庁、国立水産科学院など国有特許(※)を創出する 20 機関と 27 日に「国有特許政策協議会」を開催する。今回の政策協議会では、発明振興法の改正による後続措置について議論し、国有特許の関係機関から機関別の懸案を聴取する計画である。

※国有特許とは、公務員の職務上の発明を国が承継し、韓国の名義で出願および登録した特許・実用新案・デザインであり、特許庁が管理する。

国有特許は 2021 年 5 月現在、約 8,500 件であり、農業・水産業分野をはじめ医薬・バイオ分野に至るまで、さまざまな産業分野のコア技術によって構成されており、国の積極的な R&D 投資で毎年着実に増加している傾向 (※) である。

※国有特許の登録件数：5,651 件 (2016 年) →8,213 件 (2020 年) →8,500 件 (2021 年 5 月)

国有特許は国家公務員が発明して韓国の名義で登録されているため、誰でも通常実施権の契約を結んで事業化することができる。特許庁は、これまで実施料の納付体系の改善 (※)、専用実施契約の締結条件の明確化 (※※) などを通じて民間への技術移転を活性化するために力を注いできた。

※売上発生による事後納付→前払金 (最低実施料) 納付、分割納付追加

※※特許庁長が認める場合→事業化に長期間・高費用がかかる場合など

また、最近、発明振興法が改正されて 2021 年 10 月 21 日に施行を控えており、主な内容は次のとおりである。

(1) これまでの国家機関は、公務員と非公務員(※)が共同で発明した場合でも、公務員の発明のみ承継したが、非公務員の発明も同様に承継・補償することができる。これにより、非公務員の発明へのモチベーションが向上し、優秀な発明が増加すると予想される。

※一定期間の研究課題ごとに国や自治体に採用され、研究に従事している博士研究員、修士研究員など

(2)これまでの国家機関は、所属公務員の発明を全て承継していたが、これからは、優秀な発明を選別して承継することができ、優秀な発明に事業化と技術移転に対する努力を集中することができるようになる。

(3)国有特許に対する専用実施権設定契約の更新回数を現在の 1 回から 2 回以上に改善し、事業化に高費用または長期間がかかるため、企業が技術移転を躊躇していた場合にも、国有特許の活用が期待できるようになった。

これにより、今回の政策協議会で特許庁の各機関は、発明振興法の改正事項を共有するとともに、発明の承継可否を決めるための客観的な手続きの確立策と民間で国有特許を活発に活用するために改善が必要な事項を議論する予定である。

特許庁の産業財産政策局長は、「今回の政策協議会により優秀な国有特許が増え、民間でも活発に利用されることを期待している」とし、「特許庁は、国有特許の活用が活性化されることができる基盤を設けるために持続的に制度を改善していく予定である」と明らかにした。

2-8 特許顧客相談センター、公共分野で初めて韓国の優秀コールセンターに 17 年連続選定

韓国特許庁 (2021. 5. 27.)

政府機関の中で最優秀の相談センターとして位置付けられ

韓国特許庁の特許顧客相談センターが、「韓国能率協会コンサルティング (KMAC)」が主管する 2021 年サービス品質指数評価で優秀コールセンターに選ばれた。2005 年から公共部門に対する調査が行われて以来、17 年連続で優秀コールセンターに選定された機関は、特許庁の特許顧客相談センターが唯一である。

※サービス品質指数とは、サービスの品質について顧客がどう感じているのかを調査して示した指数であり、中央政府をはじめとする 48 産業分野の 276 社/機関のコールセンターを対象に、平均応答速度および応対品質などを評価した結果である。

特許顧客相談センターは、顧客に高品質の特許行政相談サービスを提供するために 2002 年に発足され、2019 年 3 月に累積利用者数が 1,000 万人を超える成果を収めた。

特許顧客相談センターは、産業財産権法令などに関連する約 170 種の法制度だけでなく、国内・国際出願から登録、審判、手数料に至るまで特許行政全般に対するワンストップ専門サービスを提供している。

特に、2020 年には特許、商標などの産業財産権の出願件数が過去最高を記録し、相談要請件数（※）も大幅に増加するという厳しい状況でも、成果を達成した。

※（2019 年）61 万件→（2020 年）69 万件（14%増、相談員数はここ 4 年間変動なし）

特許顧客相談センターは成果に安住せず、より良いサービスを提供するための準備に拍車をかけている。

社会的弱者に配慮するためのチャット相談および遠隔支援サービスの提供から、さらに 365 日24 時間相談できる AI チャットボットシステムを構築し、2022 年からサービスを提供する予定である。

また、2022 年には AI が特許の顧客の音声を自動認識して相談に必要な各種の情報をオペレーターに提供することで、速やかなカスタマイズ型の相談が可能になるようにサービスを改善していく予定である。

特許庁は、高品質の相談サービスを提供するためにオペレーターに安定的な職場環境を提供するなど、福利厚生改善を進めている。そのため、専門家によるカウンセリングやリフレッシュプログラムを拡大し、仕事と家庭の両立に向けた在宅勤務制度などの優遇改善も並行する計画である。

特許庁次長は「専門家も詳細に把握しがたい産業財産権法制度の詳細な内容や各種の手続きなどを全て熟知して対応する専門人材が、まさに特許顧客相談センターの相談員である」とし、「退職者が増えるなど、厳しい状況の中でも達成した貴重な成果を後押しするために、相談員の増員と職場環境を改善するなど最大限支援していきたい」と述べた。

2-9 特許庁-韓国産業団地公団、産業団地の中小企業の知財能力強化に向けた業務協約を締結

韓国特許庁 (2021. 5. 28.)

産業団地入居企業を対象に知財コンサルティング・権利化および 権利維持支援などの協力を推進

韓国特許庁は5月28日(金曜)11時に特許庁ソウル事務所で韓国産業団地公団と「産業団地内の中小企業における知的財産(IP)能力の強化および知的財産権維持を支援するための業務協約」を締結したと明らかにした。

協約を通じて両機関は産業団地に入居した企業の知的財産に関するあい路およびニーズを定期・随時に発掘して、知的財産コンサルティングや権利化などを支援する。

そのため、特許庁が運営する地域知識財産センター(RIPC)(※)と韓国産業団地公団のビズハブ(※※)を専門的にマッチングする協力体系を構築する。

※地域知識財産センターは、地域の知的財産権創出および保護・活用のために自治体と協力して運営する知的財産総合支援窓口であり、全国27カ所に構築・運営中

※※韓国産業団地公団は産学研協議体のネットワーク活動や技術開発、事業化などを支援する目的で、地域本部/支社20カ所を運営中

また、産業団地に入居している企業が知的財産に基づいた研究開発と事業化を推進することができるようにバウチャー支援、IP-R&D(※)戦略の策定、知的財産能力強化の教育などの支援を共同で推進する。

※R&D 初期から全世界の特許を分析して、(1)既存の中核特許を回避し、(2)空白領域の優秀特許を先制確保できるように、(3)最適なR&Dの方向性を提示する知的財産基盤の研究開発戦略

さらに、韓国産業団地公団では産業団地法人企業が保有している知的財産権の維持を支援するために、両機関の特許情報を連携して年金納付の案内サービスを提供する。

一方、今回の協約は、特許庁と産業通商資源部が産業団地入居企業を対象に実施した「ウリ産業団地特許チーム」事業を根幹にして、その協力範囲と内容を一段階引き上げて発展させたものである。

特許庁長は、「今回の業務協約を通じて特許庁と韓国産業団地公団との協力が一層強くなると期待している」とし、「今後も、より多くの中小企業が知的財産をベースに成長できるように、さまざまな支援政策を継続的に推進する」と明らかにした。

韓国産業団地公団の理事長は、「両機関の業務協約により産業団地に入居した企業の知的財産創出と権利維持の支援、産業団地のイノベーション能力を強化するための基盤を整えるようになった」とし、「今後も産業団地中小企業の技術力を向上するために、積極的に努力する」とコメントした。

産業通商資源部次官は「企業の競争力を向上させるためには、R&Dを通じた技術開発と、それを活用した特許の確保が重要である」とし、「産業通商資源部は、今後も、特許庁との協業を持続的に拡大し、企業の成長と飛躍を支援するための政策づくりに最善を尽くしたい」と述べた。

2-10 第56回「発明の日」の記念式を開催

韓国特許庁 (2021. 5. 31.)

発明で危機を乗り越え、回復と包容、跳躍の道へ

- * 「金塔産業勲章」韓米薬品の代表取締役など発明有功者 80 人を褒賞
- * 「今年の発明王」VTOUCH の代表取締役を選定

韓国特許庁が主催し韓国発明振興会が主管する、「第 56 回発明の日」の記念式が 5 月 31 日（月曜）午後 2 時 30 分にソウル 63 コンベンションセンターで開催された。

発明の日（※）の記念式は、発明有功者を授賞し発明者のモチベーションを向上させ、国民の発明に対する意識を高めるために開催される国家行事である。

※（発明の日）1442 年、世宗大王が測雨器を公式的に使用し始めた日を記念して「発明の日」を定め、記念式を開催（1957 年、第 19 回国務会議）

「回復・包容・跳躍、知的財産がリードします」というテーマで開かれた記念式には、國務総理、国家知識財産委員長、韓国特許庁長をはじめ、発明関連団体長、発明者など 100 人余りが参加し、国の産業発展に貢献した発明有功者への褒賞と最高のイノベーション発明者に与える「今年の発明王」の授賞式が行われた。

2021 年の記念式は、新型コロナウイルスの状況を踏まえて参加者数を最小限にし、防疫規則の遵守も徹底した。

最高の荣誉である金塔産業勲章は、韓米薬品のウ・ジョンズ代表取締役が受賞した。ウ代表取締役は、30 年以上、製剤研究分野に邁進しており、独自技術を用いた改良新薬の開発およびグローバル製薬会社との特許ライセンス契約、輸出など韓国の製薬産業におけるグローバル競争力の強化に寄与した功績が認められた。

銀塔産業勲章は、サムスン電子のユン・ボオン Fellow(サムスンの研究分野最高職位)と SK テレコムのパク・ヨンジュ副社長が受賞した。ユン Fellow は、次世代半導体プロセスの開発を通じて、半導体素材・部品・設備の国産化および技術競争力を強化し、韓国の半導体産業の発展に貢献した。パク副社長は、世界最高レベルの移動通信分野における国際標準特許を取得してロイヤルティによる収益を創出することで、国家競争力の向上に貢献した。

その他、銅塔産業勲章は、三和コンデンサ工業のユン・ジュンラク研究所長と大進コストールのカン・ソンゴン代表取締役が受賞した。ユン研究所長は、電子産業の中核部品である積層セラミックコンデンサ (MLCC) の基盤技術に対する特許取得および製品開発に貢献することで、素材・部品・設備の分野における国家競争力を高めることに貢献した。カン代表取締役は、産業用電子情報記憶媒体の破砕機を国産化し、オフィスでも使えるように小型化することで、輸出競争力を高めて産業の発展に貢献した。

また、一年間、新技術の研究開発および創造的イノベーションにより科学技術界の模範となった、「今年の発明王」には、VTOUCH のキム・ソクジュン代表取締役が選ばれた。目と手を同時に認識し、リモコンやタッチの必要なく、ジェスチャーだけで対象を制御できる仮想タッチシステムの開発に寄与した点が高く評価された。

2021 年の発明の日の行事は、発明有功者に対する政府の褒賞と付帯行事として受賞者の主な発明品を展示するとともに、「発明で跳躍する青年起業家」というテーマの特別展示も催された。

主要受賞者の発明品は、独自の技術で開発した改良新薬、革新的な CMP プロセス技術を適用して慢性不良を改善したウェハー、AI サービスの実装に必要な大規模の演算を超高速・低消費電力で行う AI 半導体、最大 1 メートル離れた場所でも画面全体の制御が可能な仮想タッチパネル、自律走行のコア技術であるライダーセンサーなどが展示された。

青年起業家の特別展示では、作業者の生体信号をリアルタイムで管理できる安全管理システム、点字スマートウォッチなど視覚障害者のための革新的な点字モジュール製品、プラスチック分解のためのプラスチック分解菌プレートおよび培養槽、「ピンホール原理」を利用したスマートガラスのAR機器、小型油流出処理ロボットなどが紹介された。

特許庁長は、「新型コロナウイルスによる数多くの不確実性の中でも発明者の方々の絶え間ない努力で、2020年は知的財産権の出願が（年間55万7,000件を超え）過去最高を記録した」とし「発明者とともに新型コロナウイルスの危機を乗り越えて回復と包容、跳躍の道への力強い一歩を踏み出したい」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 新型コロナウイルスを止める多機能商品の商標出願が増加

韓国特許庁（2021.5.20.）

検温無人案内機（kiosk）、マスク、携帯用殺菌機などの商標出願が増加傾向
商標出願時に複合機能の商品は、主な用途と機能を考慮して記載

*A氏は、PM2.5とウイルス、飛沫ブロックとともに空気清浄の機能を持つ電子マスクを開発して商標出願をしようとしている。出願書を作成しているうちに、商標を使う商品の名称をどう記載すべきか迷うようになった。

空気清浄装置は、殺菌・消毒機器に属する商品（11類）だが、PM2.5・ウイルスを遮断する製品は医療用に該当する商品（10類）であり、産業用の防塵マスクは防護用商品（9類）であるからである。

韓国特許庁は、デジタルトランスフォーメーション、新型コロナウイルスの影響により非対面産業が発達することによって、それに関連する商品の商標出願が徐々に増加しており、特に新型コロナウイルスに備える多機能やユニークなアイデアの新製品が続々と登場していると発表した。

※電子商取引/通信・放送業に関連する出願の推移：(2019年) 7万7,095 (10%) → (2020年) 9万1,848 (16.1%)

新型コロナウイルスに関連する電子製品・機器には、薬品（ワクチンなど）を保管するための「医療用冷却・冷蔵容器、薬品保管管理装置、医療用診断器具」、体温を測定するための「検温キオスク、顔認識機能の発熱検知閉回路テレビ、非対面発熱検知器（非医療用）、シール型の非接触体温計」があり、「携帯用消毒器、携帯用タンブラーの UV 紫外線殺菌器、人体発熱検知器付きの手指消毒器」などの加熱・消毒製品に分類される指定商品の出願も増加している。

※医療機器・マスク（10類）商標出願の推移：(2019年) 5,859件 (16.9%) → (2020年) 7,332件 (25.1%)

※加熱・衛生装置（11類）商標出願の推移：(2019年) 5,975件 (19.3%) → (2020年) 6,416件 (6.9%)

特に、新型コロナ時代の必需品となったマスク類を見ると、さまざまな形と機能を持つアイデア商品の出願が目立つ。

ウイルス・PM2.5をブロックするマスクに使用者のニーズに合わせて機能を追加したマスクや、形を変えた「空気浄化機能付きの電子式マスク、口元が見える透明マスク、衛生フィルターを入れ替えるファッションマスク」がそれに該当する。

「マスクホルダー、耳の痛みを防ぐマスクバンド、口臭予防の香りシール、マスクケース」など、マスクの不便を解消する補助グッズの出願もまた注目すべきである。

その他、「非接触でボタンを押せるスティック、自動ドアの非接触無線スイッチ」など、接触を最小限にするための商品の出願もより多様化している。

一方、新型コロナウイルスのワクチン・治療薬に関する「新型コロナウイルスの治療用薬剤、ワクチン剤、診断用薬剤」などを指定商品にした「コヴィウイン (COVIWIN)、コヴィゼロ (COVIZERO)、コヴィカット (COVICUT)」などの商標が最初に登録 (2021年4月2日) され、その他「SKYCOVID19、コヴィット 19 アイジー (COVID19 IG)、コヴィズマ (Covisma)、COVI、STOP COVID」などの商標が審査中である。

※薬剤（5類）商標出願の推移：(2019年) 1万1,025件 (13.4%) → (2020年) 1万2,818件 (16.3%)

このように、複合機能を持つ商品に関する出願が増加し、出願人の悩みも発生した。

商標を出願する際に、出願人は、本人が使用しようとする商標をどの商品に使用するか明確に記載しなければならないが、その区分が難しいからである。

商品名称の選択が間違った場合、商標登録が遅れるか、拒絶される場合があるため、主な機能や用途を考慮して明確に記載しなければならない。

例えば、「空気清浄マスク」は、主な機能と属性によって「空気清浄機能付き衛生マスク」または「ウェアラブル空気清浄機」などに分類されるべきである。

また、用途が不明確な「透明マスク」を新製品の名称として出願することができず、「衛生用透明マスク、防護用透明マスク」などに用途を限定して記載しなければならない。

特許庁では、出願人が指定商品を記載する際に参照できるよう、特許情報検索サービス (www.kipris.or.kr) と特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr) に「告示商品と誤りやすい不明確名称」のリストを案内している。

また、積極的な行政を進めるため、2021 年上半期内に特許庁ウェブサイトに新規商品の名称提案コーナーを用意する予定である。

特許庁の商標審査政策課の事務官は、「新型コロナウイルスによる『新しい日常 (new normal)』時代に非対面・非接触など、さまざまな機能が融合された商品が開発・出願されている」とし、「指定商品の名称または商品類を間違えて記載する場合、登録が遅れる可能性があるため、商品名称を明確にして出願することが重要である」と述べた。

その他一般

5-1 消費者の心を理解する SNS 販促が大人気

韓国特許庁 (2021. 5. 17.)

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) を活用した販促 (marketing) の
特許出願、ここ 5 年間で年平均 28% 増

現代社会においてソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Network Service : SNS) は、侮れない影響力を持っており、最近、それを活用したマーケティングサービスにも関心が高まっている。

SNS を活用したマーケティングサービスの代表事例は、ユーザーの SNS の友人や家族の検索/購入履歴から商品情報を抽出してユーザーが使っているアプリ (app) /ウェブ (web) ページに、その商品の広告を提供することで、ユーザーが友人または家族にプレゼントできるようにするものである。

韓国特許庁によると、SNS 活用マーケティングに関連する特許出願は、2015 年から 2017 年まで毎年 20 件前後の出願を維持し、2018 年 31 件、2019 年 39 件、2020 年 55 件、2021 年 (4 月末基準) 18 件でここ 5 年間、年平均 28% 増加したと発表した。

SNS 活用マーケティングに関連する特許出願の具体的な現況を見ると、2015 年から 2021 年 4 月まで SNS から情報を抽出して商品を推薦する方法が 49 件、いわゆる口コミマーケティングと呼ばれるバイラルマーケティング (viral marketing) が 33 件、SNS 上の影響力を活用するインフルエンサーマーケティング (influencer marketing) が 48 件出願されて SNS を活用したマーケティングにおいて大きな割合を占めている。

また、特許出願に対する出願人別の割合は、中小・中堅企業が 48.5% (98 件) と最も大きい割合を占めており、個人が 42.6% (86 件)、その他 (大企業、大学、外国人) が 8.9% (18 件) であることが分かった。

その中で興味深い特許事例として次の 2 件が挙げられる。

(1) 旅行中の友人の SNS に投稿された写真を分析して友達がいる地域の危険性を予測し、ユーザーが友人に保険をプレゼントできるように、保険商品を推薦するサービス。

(2) SNS の掲示物および活動情報を分析して、ユーザーをインフルエンサー、アーリーアダプター (early adopter)、一般消費者、スローアダプター (slow adopter) に分類し、それぞれのスタイルに適した広告をユーザーの SNS に掲載サービス。

「SNS 活用マーケティング市場の現状」

グローバル・デジタルマーケティング・インテリジェンスサービスの会社である WARC によると、2020 年全世界における SNS 広告費は前年比 19.5% 増の 1,024 億ドルと推定され、全体の広告費の 15.5% を占めると報告された。このような SNS を活用したマーケティング市場の急激な成長は、TV、ラジオ、新聞などの伝統メディアの広告市場の成長率を超えるものであり、今後、それに関連する特許出願の増加傾向は続く予測される。

現在、SNS 活用マーケティングサービスは、いわゆる革新的な情報通信技術 (ICT) と呼ばれているビッグデータ・人工知能 (AI) を活用して、ユーザーの状態を推論し、ユーザーが満足できる商品またはサービスを推奨する技術が活性化している。

また、今後 SNS だけでなく、さまざまな分野のデータを活用して、より消費者を満足させることができる方向に発展すると思われる。

特許庁の電子商取引審査課の審査官は、「マーケティング市場は、技術の発達とともに、新しいアイデアが絶えず流入しており、新型コロナ以降の電子商取引は、パーソナライゼーションとカスタマイズが大きなトレンドになる」とし、「今後、カスタムマーケティング市場の先制確保と技術競争力の強化のために、知的財産権を確保することが大事である」と述べた。

5-2 K-バッテリー技術で、電気自動車の安全性を高める

韓国特許庁 (2021. 5. 24.)

バッテリー構造の安全性を強化する特許出願が活発

気候危機への対応とカーボンニュートラルに向けた取り組みの一環として、電気自動車の製造と使用がますます増えており、電気自動車の時代が近づいてきている。しかし、電気自動車バッテリーの爆発や火災によるニュースを頻繁に耳にするようになり、それについて懸念しているのも事実である。

韓国特許庁によると、電気自動車用バッテリーメーカーの電池構造 (セル-モジュール-パック) (※) における安全関連の特許出願が活発であることが分かった。バッテリー構造

の安全分野に対する特許出願件数は、2010年21件から2019年166件になり、年平均26%増加したと調査された。

※「バッテリー構造（セル-モジュール-パック）」

バッテリーセルは、電気エネルギーを充電・放電して使用できるバッテリーの基本単位であり、正極・負極・分離膜・電解液をアルミケースに入れて作る。

バッテリーモジュールは、バッテリーセルを外部からの衝撃や熱、振動などから保護するために複数のセルを組み合わせてフレームに入れたバッテリーの組立体を意味する。

バッテリーパックは、電気自動車に装着されるバッテリーの最終形態であり、バッテリーモジュールに冷却システムなどの各種制御および保護システムを搭載して完成する。

バッテリー構造における全体の特許出願のうち、安全分野における出願の割合は2010年以後60～70%水準で、全体出願の過半数を占めている。

電気自動車の安全を重要視するようになり、バッテリー構造の安全性確保をパフォーマンスの改善より優先した結果であると思われる。

バッテリー構造（安全分野）における技術分野別の出願動向を見ると、バッテリーセル関連の出願が38.0%、モジュールが30.4%、パックが31.6%を占めている。バッテリー構成の要素であるセル、モジュール、パックの安全性はいずれも重要であり、特にバッテリーセルの構造が安全であれば、モジュール、パックを含むバッテリー全体の安全を保證できるため、それに対する出願が活発であると分析される。

バッテリー構造（安全分野）における細部技術別の出願動向を見ると、電極の連結と遮断に関する出願が48.1%、電極組立体の密封とシーリングが21.2%、冷却とガス排出が16.2%、保護回路とセルの膨張防止が14.4%を占めている。バッテリーの円滑な電極連結および過充電・過電流を遮断するための電気・保護関連の出願が55.6%で、全体出願の過半数を占めた。

バッテリーの安全分野における特許出願人の類型を見ると、韓国出願の場合、韓国のバッテリーメーカーの3社であるLGエネルギーソリューション、サムスンSDI、SKイノベーションが全体出願の約86.9%を占めている。トップ10の多出願人の場合、韓国と日本の企業がそれぞれ5：5のシェアを占めており、出願の割合はバッテリーメーカーの3社にサムスン電子と現代自動車を加えた韓国企業が日本企業より6倍以上高い。順位外の中国企業BYDは11件で、出願件数は少なかった。

一方、世界最大の電気自動車市場を持っている中国の国籍別出願動向を見ると、中国国籍の出願が49.9%、日本17.7%、韓国13.6%で、中国の出願が優勢であった。

しかし、トップ10の多出願人の場合、韓国メーカーの出願割合が39.3%で、中国メーカー(36.8%)と日本メーカー(18.2%)を上回っている。これは、韓国の主要バッテリーメーカーが中国の電気自動車市場に進出するために集中的に出願した結果であると考えられる。

特許庁の次世代エネルギー審査課の審査官は、「火災発生のおそれのない電気自動車の製造は、安全性が強化されたバッテリーの構造から始まる」とし、「ますます競争が激化する日中韓の3カ国に欧州まで加わる状況の中で、韓国が主導権を握るためには安全なバッテリー構造を確保し、特許ポートフォリオを多様化することでバッテリーの技術格差を広げる戦略を維持しなければならない」と述べた。

5-3 花粉、PM2.5を防ぐ発明品

韓国特許庁(2021.5.27.)

5月の「今月の発明品」に窓型喚起装置を選定

「春の招かれざる客、花粉を防止する発明品」をテーマに韓国特許庁が今月の発明品を投票で決めた結果、「窓型喚起装置」が1位に選定されたと発表した。

今回の投票は、特許庁のFacebookで4月29日から5月9日まで実施され、専門家が予め選定した10品の候補発明品(※)の中から2品に対しコメントをつけて推薦する方式で行われた。

一般国民の606人が参加し、1,168票の有効回答を得て1位を占めた「窓型喚起装置」に続き、2位には「玄関清浄システム」、3位には「換気型空気清浄機」が選ばれた。当初有力な1位候補だった「マスク型空気清浄機」は4位にとどまり、新型コロナウイルスのためマスクの着用が日常になった昨今の状況が影響を与えたと思われる。

※窓型喚起装置、玄関清浄システム、換気型空気清浄機、マスク型空気清浄機、異物除去マット、鼻挿入マスク、空間分離型バス停、着脱サングラス、吸着防止スプレー、フェンスに設置できる自動折りたたみベンチ

1位に選ばれた窓型喚起装置は、全体の有効回答の31.9%である373票を獲得した。

窓型喚起装置は、簡単にブロックを組み立てて設置できる DIY 製品で、PM2.5 の防塵フィルターを装着して換気もできて、PM2.5、花粉なども防げる発明品である。

投票者は、コメント欄に「PM2.5、花粉を心配することなく、換気できていい」、「換気が重要だから、このような発明品だったら使えそう」などの推薦理由を書いた。

2位は玄関清浄システムで有効回答の 19.1%である 223 票を獲得した。

玄関清浄システムは、帰宅した人の体と服に付いているほこりや花粉を除去して周囲の空気まで浄化するとともに、家の中に汚染物質が流入されることを防止する外部除塵装置である。

投票者は「外部の異物が家の中に入らないようにすれば、もっと快適になると思う」、「玄関のドアを開ける時、知らないうちに家に入ってくる花粉やほこりを防ぐのは難しいと思っていたけど、この装置さえあれば安全で安心できそう」などの期待を示した。

3位に選ばれた換気型空気清浄機は有効回答の 15.0%である 175 票を獲得し、4位のマスク型空気清浄機は有効回答の 12.6%である 147 票、5位の異物除去マットは 115 票、6位の鼻挿入マスクは 55 票をそれぞれ獲得した。

それ以外に、「本当に今の時代にピッタリ。全部面白い発明品だったので一つ一つ選ぶのが難しかった」、「家族の皆が春になるとくしゃみで大変になるけど、今回の発明品を使って春になっても元気な日常を過ごしたい」などのコメントを投稿した投票者もいた。

5-4 車中泊ブームでテント技術が進化する

韓国特許庁 (2021. 5. 31.)

車中泊キャンプの人気により、車中泊用テントに関する特許出願が急増
IT と融合した安全事故防止およびキャンプの雰囲気アップさせる技術に注目

新型コロナの影響により、社会的距離を保つことができる車中泊キャンプが人気を集めており、「車中泊用テント」関連の特許出願が、2020 年に大幅に増加したことが分かった。

※「車中泊キャンプ」は、車で寝食をこなし、車につなげるテントなどのキャンプ用品を活用して楽しむレジャー活動のことを意味する。

※「車中泊用テント」は、(1)車の屋根に設置するルーフテント、(2)車のトランクやドアに取り付けるテント、(3)車の内部に設置するテントなどがある。

韓国特許庁によると、「車中泊用テント」に関する特許は、2020年に40件が出願され、2019年の15件に比べて167%増加しており、ここ10年間で年平均18%増加したことが分かった。

これは、自由に場所を移すことができ、最小限の用品で気軽に楽しめる車中泊キャンプの人気の特許出願件数の増加につながったと分析される。

一方、一般的なキャンプ場で主に使われる伝統的な「自立式テント」の出願は、同期間で48件から39件減少し、テント分野では初めて「車中泊用テント」が「自立式テント」の出願件数を追い越した。

2013年をピークに減少していたテント分野の特許出願が、2020年から再び増加しており(2019年73件→2020年113件)、これらの増加傾向を「車中泊用テント」がけん引している。

「車中泊用テント」を類型別に見ると、2020年は車のトランクやドアに接続するテントの出願が急増したが(2019年6件→2020年29件)、最も高いシェアを占めていたルーフテントの出願は小幅な増加にとどまった。(2019年8件→2020年11件)

これは、便宜性と実用性を重視する消費者の最近のニーズを反映しているものであり、簡単にテントを車に取り付けることができ、車に関わるキャンプ用品の活用度を高める技術が主に出願されている。

車のトランクに取り付けた折り畳み式のフレームを広げるだけでテントが設置できる技術、トランクに連結して昼間は日よけ、夜にはスクリーンに活用できる技術などが挙げられる。

また、テントの技術はIT技術と融合され、安全事故を防止するとともに、キャンプの雰囲気アップさせる方向に進化している。スマートフォンなどと連携した一酸化炭素検出および制御技術、自然の音をテントの内部に光や音楽で表現する技術などが出願されている。

近頃、韓国の自動車メーカーが車中泊キャンプに適合した電気自動車を発売して注目を浴びており、今後「車中泊用テント」は、電気自動車と融合されることで、多様に活用できる形に発展していくと予想される。

このようなテント技術の発展は、韓国内の出願人がリードしている。特に、個人出願が64.8%で、キャンプ場での経験から得られたさまざまなアイデアが特許出願に結び付いたと見て取れる。

特許庁の住宅基盤審査課の審査官は、「車中泊が与える便利さと乗用車改造の許容（※）などにより、車中泊用テントをはじめとする車中泊キャンプ関連の特許出願は、これからも継続的に増加すると予想される」と述べた。

※2020年2月の自動車管理法の改正により、キャンピングカー車種の制限が廃止され、既存の11人乗り以上のバンだけでなく、乗用車など全車種を対象にキャンピングカー改造を許容している。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム